

田辺市団体旅行誘致促進事業費 補助金交付申請について

期間限定
増額中

補助対象（期間等）

令和2年6月1日～令和3年3月31日の間に、田辺市内にバス1台につき20名以上で1泊以上する旅行を催行いただける旅行者等に対して下記の助成を行います。

補助額

例年であれば1台につき30,000円のところ、令和2年6月～令和3年3月の催行分は

バス1台につき **50,000円**（最大3台150,000円まで）を補助します。

※期間中においても、補助金交付見込み額が予算額に達した場合は、それ以降の補助は行いません。（先着受付順になります。）

※補助金は期間を通して一団体あたり3台までといたします。

※田辺市スポーツ合宿等誘致事業費補助金との併用はできません。

※令和2年6月1日以降において申請受付を開始いたしますが、新型コロナウイルス感染症の影響による全国での緊急事態宣言の状況や和歌山県における県境を越えての移動自粛要請等の状況により、補助金を交付できない期間を設ける場合がありますので、団体旅行の催行前に補助金が交付可能な期間であるかの事前確認をお願い致します。

補助金交付までの事務的な流れ

申請者

補助金交付申請書（様式第1号）を田辺市観光振興課（以下「観光振興課」という。）へ提出（申請）

添付書類

・旅行行程が記載されている書類（パンフ、募集チラシ可）

【要綱・交付申請】

田辺市観光振興課HPよりダウンロードしてください。

<http://www.city.tanabe.lg.jp/kankou/shienjigyoku2.html>

観光振興課

申請を受け内容を審査し、**適当と認めるとき**

交付決定通知書（様式第2号）により旅行者等へ通知

交付決定を受け団体旅行を実施

申請者

実績報告書兼交付請求書（様式第5号）を観光振興課へ提出

添付書類

- ・参加者の宿泊に係る**領収書**の写し（請求書や旅行券は不可）
- ・必要に応じて、**バス複数台証明書（様式第6号）**
- ・旅行行程が記載されている書類（パンフ、募集チラシ可）

観光振興課

実績報告書兼交付請求書の内容を審査し、**適当と認めるとき**

額の確定を通知（様式第7号）するとともに、補助金を交付

お問合せ先

田辺市観光振興課

[所在地：〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地]

TEL:0739-26-9929 FAX:0739-22-9903

Mail:kankou@city.tanabe.lg.jp HP: <http://www.city.tanabe.lg.jp/kankou/index.html>

